

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月25日まで
② 昭和20年12月5日から21年1月31日まで
③ 昭和22年1月3日から29年2月28日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、申立期間（3か所、計96月）について、昭和30年3月29日に脱退手当金が支給済みとの説明を受けた。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず受給もしていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1年1か月後の昭和30年3月29日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、昭和21年6月15日から22年2月2日までの厚生年金保険被保険者期間の記載が確認できるところ、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間に含まれるべき21年6月15日から22年2月2日までの厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、申立人の年金記録にも反映されておらず、脱退手当金の支給もされていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和19年4月19日）及び資格取得日（昭和19年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年4月から同年9月までは30円、同年10月は50円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月19日から同年11月1日まで

私は、昭和18年4月から20年1月までの期間について、A事業所B工場において継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、A事業所B工場に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和18年4月14日に取得し、19年4月19日に資格喪失した後、同年11月1日に再度資格取得し、20年1月15日に資格喪失しており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

しかしながら、申立人は、申立期間を通じてA事業所B工場に勤務していたと主張しているところ、申立人は、申立期間に係る申立事業所発行の昭和19年8月13日付け及び同年10月14日付けの給与支払明細書を所持しており、当該給与明細書において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間を通じて申立事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与か

ら控除されていたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する前述の給与明細書から判断すると、昭和19年4月から同年9月までは30円、同年10月は50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年4月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、（納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から39年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、申立期間について、昭和39年4月27日に脱退手当金が支給済みであることを知った。
私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受給もしていない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間のほかの被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。しかしながら、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者で、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後2年以内に資格喪失した者であって脱退手当金の受給権のある14名のうち、脱退手当金を受給している者は申立人を含め2名しかおらず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金として支給された額は、法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年10月及び14年1月は32万円、同年2月から同年5月までは34万円、同年6月は26万円、申立期間②のうち、16年2月から同年12月までは26万円、17年1月から同年3月までは18万円、同年4月は47万円、同年5月は18万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月から同年10月までは18万円、同年11月は47万円、同年12月は18万円、18年1月から同年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月は41万円、同年10月から19年3月までは30万円、同年4月から20年6月までは34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

また、申立期間③に支給された賞与においては25万円、申立期間④に支給された賞与においては22万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該標準賞与額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月1日から14年7月1日まで
② 平成16年2月1日から20年7月1日まで
③ 平成18年8月8日
④ 平成19年8月13日

A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額及び標準賞与額が給与及び賞与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額及び標準賞与額より低く記録されている。当時の給与支払明細書等があるので、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂

正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人から提出されたA事業所における平成13年10月及び14年3月に係る給与支払明細書により、申立期間①のうち13年10月については32万円、14年3月については34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成14年1月、同年2月及び同年4月から同年6月までの期間に係る給与支払明細書は無いが、申立人から提出された平成15年度市民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)及び預金口座通帳の写しから判断すると、14年1月については32万円、同年2月、同年4月及び同年5月については34万円、同年6月については26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA事業所における平成13年10月及び14年3月に係る給与支払明細書及び平成15年度市民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)並びに預金口座通帳の写しから判断すると、申立期間①のうち平成13年10月及び14年1月については32万円、同年2月から同年5月までの期間については34万円、同年6月については26万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA事業所における平成17年4月、同年6月、同年7月、同年11月、18年1月から同年3月までの期間及び同年6月から20年4月までの期間に係る給与支払明細書により、申立期間②のうち17年4月については47万円、同年6月及び同年7月については36万円、同年11月については47万円、18年1月から同年3月までの期間については41万円、同年6月から同年8月までの期間については30万円、同年9月については41万円、同年10月から19年3月までの期間については30万円、同年4月から20年4月までの期間については34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成16年2月から17年3月までの期間、同年5月、同年8月から同年10月までの期間、同年12月、18年4月、同年5月、20年5月及び同年6月に係る給与支払明細書は無いが、申立人から提出された平成17年度、18年度及び19年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)並びに預金口座通帳の写しから判断すると、16年2月から同年12月までの期間については26万円、17年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年8月から同年10月までの期間及び同年12月については18万円、18年4月及び同年5月については14万2,000円、20年5月及び同年6月については34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA事業所における平成17年4月、同年6月、同年7月、同年11月、18年1月から同年3月までの期間、同年6月から20年4月までの期間に係る給与支払明細書及び平成17年度、18年度、19年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)並びに預金口座通帳の写しから判断すると、申立期間②のうち16年2月から同年12月までの期間については26万円、17年1月から同年3月までの期間については18万円、同年4月については47万円、同年5月については18万円、同年6月及び同年7月については36万円、同年8月から同年10月までの期間については18万円、同年11月については47万円、同年12月については18万円、18年1月から同年3月までの期間については41万円、同年4月及び同年5月については14万2,000円、同年6月から同年8月までの期間については30万円、同年9月については41万円、同年10月から19年3月までの期間については30万円、同年4月から20年6月までの期間については34万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は申立期間③の標準賞与額の相違及び申立期間④の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間③について、申立人から提出されたA事業所における平成18年8月8日支給の賞与に係る賞与支払明細書において25万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間④に係る賞与支払明細書は無いが、申立人から提出さ

れた預金口座通帳の写しなどから判断すると、22万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額の記録については、申立人から提出された賞与支払明細書及び預金口座通帳の写しなどから判断すると、平成18年8月8日は25万円、19年8月13日は22万4,000円とすることが妥当である。

3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、事業主から申立内容について確認できる関連資料及び供述を得ることはできないが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は標準賞与額とオンライン記録の標準報酬月額又は標準賞与額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額及び賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 一方、申立期間①のうち、平成11年7月から13年9月までの期間、同年11月及び同年12月について、申立人は、源泉徴収票、給与支払明細書等の関連資料を所持しておらず、申立事業所も既に廃業していることから、当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成11年7月から13年9月までの期間、同年11月及び同年12月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島国民年金 事案567

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで
A事業所を退職してすぐに次の事業所に就職したが、入社して最初の3か月間は見習期間のため厚生年金保険に加入させてもらえず、国民年金に加入し申立期間の保険料を納付した。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びB市区町村が保管する「国民年金資格得喪履歴」によれば、申立人が昭和61年1月1日付けで国民年金被保険者の資格を喪失した後、再度、国民年金の加入手続が行われたのは平成13年2月16日であることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時は国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと考えられる。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、A事業所を平成4年1月に退職した後、すぐにB市区町村役場に出向き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の当該手続の内容についての記憶は定かでない上、B市区町村は、「申立人が、当役場において、平成4年1月13日に国民健康保険の加入手続を行った記録は確認できるが、申立期間に係る平成3年度の国民年金保険料納付記録については、検認簿にも記載が無く、当時は国民年金被保険者資格の取得及び喪失の手続が行われなかったものと思われる。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から63年3月まで

申立期間当時、私はA校の学生だったが、B市区町村役場より国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、B市区町村の国民年金担当の方に問い合わせたところ、「国の方針により、任意ですが、学生でも20歳になれば国民年金保険料を支払っていただくことになりました。」との返答があったので、任意であったが国民年金保険料を納付した。確かに納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年4月16日以降にB市区町村において払い出されていることが推認でき、申立人が所持する年金手帳、C市区町村が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、国民年金の資格取得年月日は同年4月1日とされていること、及び申立人は申立期間当時、大学生であったとしていることなどから、申立期間は、任意未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、当時居住していたとするB市区町村において、現在払い出されている国民年金手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続を行う以前より、納付書が自宅へ送付されてきたと主張しているものの、B市区町村は国民年金未加入者に対して納付書を送付することはなかったとしており、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月1日から平成4年2月1日まで
② 平成12年11月1日から14年3月31日まで
③ 平成16年9月1日から19年5月21日まで
④ 平成16年12月30日
⑤ 平成17年8月11日
⑥ 平成17年12月30日
⑦ 平成18年8月11日
⑧ 平成18年12月29日
⑨ 平成19年7月17日から同年10月19日まで
⑩ 平成19年11月27日から20年8月13日まで

私は、申立期間①当時、A事業所に勤務しており、入社当初、同社の訓練施設であるB事業所において受け取った初任給が7万5,000円であったのを覚えているが、昭和52年4月の標準報酬月額は6万4,000円と記録されている。その後、A事業所C支店へ配属されたが、同社において勤務した期間の標準報酬月額について、調査の上、記録訂正してほしい。

また、申立期間②についてはD事業所、申立期間③から⑧までの期間についてはE事業所、申立期間⑨についてはF事業所、申立期間⑩についてはG事業所においてそれぞれ勤務したが、当該期間についても調査の上、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、全ての申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に

関する法律に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与支給額又は賞与支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 A事業所及び同社の訓練施設であるB事業所に係る申立期間①については、申立人は、当時の給与明細書等は所持していない上、申立事業所に当時の賃金台帳等は保管されておらず、申立人の申立期間①における報酬月額及び給与からの保険料控除額等は確認できない。

しかし、申立人は、「ねんきん定期便の記録では、入社当時の標準報酬月額が6万4,000円とされているが、実際の給与額は7万5,000円であった。」と主張しているところ、A事業所から提出された申立人の採用時の「中卒用求人票」に記載された基本給に見合う標準報酬月額、及び申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和52年4月に係る「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において確認できる標準報酬月額は、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に入社し、A事業所の訓練施設であるB事業所へ配属されたと推認される92人（申立人を含む。）の厚生年金保険被保険者資格の取得時（昭和52年4月1日）の標準報酬月額は、全員が6万4,000円であることが確認できる。

さらに、A事業所から提出された申立人に係る i) 昭和53年9月、54年9月及び55年7月の標準報酬月額改定時の「厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」、ii) 同年10月の定時決定時の「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、iii) 56年9月、57年9月、59年9月及び60年9月の報酬月額変更時の標準報酬月額が記載されたA事業所健康保険組合保管の資料、iv) 平成元年2月1日の厚生年金基金（A）加入時、同年10月1日、2年10月1日、3年9月1日の報酬給与月額が記載された「中脱記録照会（回答）」において確認できる標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、全てA事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録と一致していることが確認できる

加えて、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる前述の同僚のうち、申立人と同様に、A事業所の訓練施設であるB事業所での訓練終了後、A事業所C支店に異動した

と推認される同僚二人が確認できるところ、当該同僚と申立人の標準報酬月額推移等に大きな格差は認められないところ、当該同僚の一人は、「私と申立人は同じH業務要員であったので、給与に大きな違いは無かったと思う。当時の給与明細書は無いが、初任給は記録どおりであり、その後、現在までの期間において順調に昇給しており、標準報酬月額に関して特に違和感はない。」と供述していることなどから判断すると、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であること、及び申立人の給与から、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 D事業所に係る申立期間②については、申立人から提出された申立期間②に係る給料支払明細書及び申立事業所から提出された平成12年度及び13年度貸金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

4 E事業所に係る申立期間③から⑧までの期間については、申立人から提出された当該期間のうちの平成16年9月から同年12月までの期間、及び18年1月から19年4月までの期間に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、平成17年1月から同年12月までの給与支払明細書、16年12月、17年8月、同年12月、18年8月及び同年12月の賞与支払明細書を所持していないが、申立事業所から提出された当該期間に係る給与台帳及び給料台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

5 F事業所に係る申立期間⑨については、申立人から提出された申立期間⑨に係る給料支払明細書及び申立事業所から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

6 G事業所に係る申立期間⑩については、申立人から提出された申立期間⑩のうちの平成19年12月から20年7月の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額、及び申立事業所から提出された申立期間⑩に係る2007年度及び2008年度所得税源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間⑩のうち平成20年8月の給与支給明細書を所持していないが、前述の所得税源泉徴収簿から推認できる同年8月分の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から39年12月29日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低いように思うので調査の上、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚9人（申立人のことを記憶する同僚を含む。）から供述が得られたが、当時の給与明細書等を所持している者はおらず、申立人の給与から、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える保険料が控除されていたことをうかがわせる供述も得られない。

また、申立人は、当時の給与明細書等を所持していない上、適用事業所名簿において、申立事業所は、昭和40年1月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額等を確認できる関連資料や供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和32年度に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚15人全員の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認できるとともに、当該同僚の資格取得時以降の標準報酬月額を確認したが、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡及訂正されるなど不自然な形跡も認められないところ、複数の同僚（申立人と同職種で

あったとする同僚、及び申立人が記憶する同僚を含む。) は、自身の標準報酬月額について相違しているところはない旨回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年から28年まで

申立期間については、A事業所（工事主体は、B事業所）で臨時職員として勤務し、資材の管理及び下請事業者の監督等の業務に従事していた。

申立期間当時の同僚の氏名も記憶しており、申立事業所で勤務していたことは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所について、事業所名簿及びオンライン記録を確認したが、申立事業所及び類似名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない。

また、申立人の妻は、「A事業所で勤務していた従業員は、C事業所でも一緒に勤務していた。」と供述しているところ、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和28年11月1日と同日付けで同資格を取得している者が13人確認できるが、その全員について、オンライン記録からA事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該同僚から、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはで

きない。

さらに、B事業所D部E課は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除及び納付の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び供述は得られない。

このほか、申立人が、申立事業所で勤務したと推認される期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月1日から57年3月31日まで

私は、昭和55年3月1日から57年3月31日までの期間について、A事業所に勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は既に廃業しており、申立期間当時の担当部長は、「会社が破産したので、当時の人事関係などの書類は焼却した。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在の判明した25人及び申立人が一緒に勤務していたとする同僚10人に照会したところ、18人から回答が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の同僚のうち、複数の者は、「記憶は定かでないが、全ての従業員について、厚生年金保険に加入させていたわけではなかったように思う。厚生年金保険に加入することを希望しない人もおり、その人たちは国民年金に加入していた。厚生年金保険に加入した場合であっても、入社してすぐに加入するようにした人もいるし、2か月又は3か経過してから加入するようにした人もいた。」、「私が入社した頃(昭和50年頃)は、

国民年金に加入していた人もいたと思う。全従業員が厚生年金保険に加入するようになったのは、だいぶ後になってからのことだと思う。」と供述していることから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間を含む昭和52年6月1日から58年7月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

また、オンライン記録において、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から55年3月25日まで

私は、昭和51年4月1日から55年3月25日までの期間において、A事業所（現在は、B事業所）C施設にE業務担当者として勤務した。

申立期間については、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書によると、申立期間のうち昭和51年4月1日から52年3月31日までの期間、同年4月1日から53年3月31日までの期間、同年4月1日から54年3月25日までの期間及び同年4月1日から55年3月25日までの期間において、申立人が、A事業所C施設にE業務担当者として勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業所担当部局は、「申立期間当時の賃金台帳や社会保険関係資料等は廃棄されており、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、複数の同僚は、「厚生年金保険の取り扱いがどうであったかは分からない。」、「給与や福利厚生について記憶に残っていることは何も無い。」と供述しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、昭和45年5月1日から56年4月1日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、申立人と同様に、A事業所C施設にE業務担当者として勤務していたとする申立人の前任者は、「私が厚生年金保険に加入していたかどうか

か記憶に無いし、申立人が加入していたかどうかについても分からない。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前任者についても厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。